

第53回・第5期第3回宝塚市協働のまちづくり促進委員会 議事録	
開催日時	令和4年（2022年）6月2日（木）18：30～20：20
開催場所	中央公民館 ホール
次 第	1 開会 2 新委員の紹介 3 今年度の事務局体制 4 議事 (1) 協働契約のあり方検討部会の状況報告 ア 部会及び作業班報告 (2) 市民説明会について 5 その他 6 閉会
出席委員	久会長、飯室委員、加藤委員、檜垣委員、足立委員、田中委員、中山委員、藤本委員、前菌委員、平原委員、山本委員、沖野委員、井山委員、上西委員、津國委員、川上委員、喜多河委員、番庄委員、政処委員
開催形態	公開（傍聴人0名）

#### 1 開会

事務局から、本日の出席者は18名（遅れて1名参加のため、最終出席者計19名）であり、宝塚市協働のまちづくり促進委員会規則第5条第2項に規定する過半数の出席要件を満たしているため、会議が成立していること、及び傍聴希望者は0名であることを報告した

#### 2 新委員の紹介

山本委員、番庄委員より、ご挨拶をいただいた。

#### 3 今年度の事務局体制

事務局から、人事異動に伴う今年度の事務局体制について報告した。

#### 4 議事

##### (1) 協働契約のあり方検討部会の状況報告

事務局より、配布資料に基づき説明を行った後、意見交換を行った。内容は以下のとおり。

ア （会長）前回の作業班メンバーから何かご意見あるか。

イ （意見なし）

ウ （会長）全体の意見交換を行う。

エ 自分のまち協は大規模で、基本的には地縁型活動組織の形をとっている。地縁型では、協働契約に取り組むことが非常に難しい。まち協は基本的にやりたい人がやり、

去る人は去る形態のため、なかなか出来ない。イベント型や地域連携型は実際にやっているが、まち協をこの契約で運営する場合、どのようなイメージで考えているのか。PDCA が非常に回しにくいと感じる。

オ (会長) まち協が委託事業を受けることに対しイメージしにくいというご意見。具体的な例を挙げると、大阪市では広報のポスティング事業をいくつかの地域活動協議会(宝塚市で言うまちづくり協議会)が委託を受けており、委託費が支払われている。公募の際には民間事業者も参加できる。プレゼンテーションを行い、提案が良かった方が事業委託を受けることができる。本来市がやるべき仕事を、事業者あるいはまち協が受けるにあたって契約行為が発生するため、このような例が1つ考えられる。大阪市は規模が大きいため、290のまち協があるが、すべてが委託を受けているわけではない。やりたいところだけ手を挙げている。必ずしも、宝塚市でも一斉に同じ事業を委託事業として全てのまち協で受けてください、ということではない。受けられるところが受けて、そうでなければ事業者に委託するという選択もある。他にご意見はあるか。

カ 例えばコミュニティ事業のときに協働契約を活用できるという考え方でよいか。

キ (会長) 地域の単位で市が色々な事業を出して、まち協が手を挙げて、お金を頂いて、事業を回していく、ということが想定される。

ク 今の質問に関して、宝塚市のまち協の中で委託事業をする形はまだ無いが、今後その可能性はあると思う。まちづくり協議会というのは、その中に色々な団体があるため、一つ一つが個人だったとしても、こういうことをしたい、ということであれば、今回の委託のガイドラインを基にして、その地域の中で個人あるいは数名が事業を起こし、それをまち協がサポートすることも出来ると考えている。まち協がそのまま事業を実施することは今の段階では無いが、将来的な可能性としてあると思う。

ケ まち協には世帯数によるアッパーを決められた上で補助金を頂いている。うちであれば818,000円を20,000人のために使うことになる。委託事業では無いが、それに対して各チームを作りPDCAを回して結果を出し、それを全て地域のために使い切る。テーマ型の組織、例えばNPOや公民館、地区会館、障碍(がい)者の役割等における協働契約はイメージがつくが、宝塚市の場合は、随意契約を使って活動するところも多い。そのため、協働契約を作らなくても、まち協(地域型活動組織)の活動と、テーマ型の活動は一応出来ていると思っている。なぜ協働契約という方法を新たに作るのか、まち協の運営側として疑問。

コ (会長) 協働契約は、まち協のみでは無く、すべての市民団体、あるいは個人を対象としている。

サ まち協だけでなく、市民や色々な団体、事業者を含めてこれに該当した大きな考え方をガイドラインとしてまとめようとしている。まち協や地域にとっては必ずしも委託型の契約だけをやるということではなく、それは一つの方法であって、他にも様々な形がある。具体的に今まち協の事業がこのガイドラインの委託型の契約に該

当するということではない。例えば、中山台コミュニティでは指定管理を受け、市から図書館の事業を委託されるなど、このガイドラインに当てはまらなくても協働事業を実施している。一つの方策として位置付けることがこのガイドラインの目的のため、まち協として必要無ければ使わない。事業を始める際、市と協議し、委託型の契約が適していれば委託型で行う。このガイドラインをベースにして、具体的な事業を、各課と市民が考える。その大きな考え方をガイドラインに押さえるということではないか。

- シ (会長) 本日の資料②-2 (1) イ「尼崎で言うところの委託型を指している」という点が、今までの議論の中で手がかりになるのでは。昨年度、富田林市で同じような議論を行った。富田林市も地域団体へ沢山のお金が渡されており、富田林市はそれをすべて「補助金」と呼んでいた。本当に補助金なのかという話になり、数ヶ月に渡ってもう一度整理したところ、結論は尼崎市と全く同じで、「補助金、負担金、委託」の3種類あるという話になった。お金の渡し方の前に、市役所と地域団体(市民団体)との関係において3タイプ出てくる。まさしく、資料②-2のP.3「資金提供：補助・助成」の部分は、市がやるべき事業ではなく、市民団体側の活動。それに市が金銭的な支援をするのが補助金。一方で「委託」は、本来市がやるべき仕事を、出来ないとか、地域団体にやっていただいた方が良い方向になる場合に、お任せをすることが委託。その中間が、市の仕事でもあり、市民団体・地域団体の仕事でもあり、市が何割か費用負担するため「負担金」と呼ぶ。このように、まず仕事の内容を、委託なのか、負担金なのか、補助金なのか、関係性を整理していく中で、色々なことが整理出来るのではないかと。今まち協にお渡ししている80万円は何に当たるのかというと、おそらく「補助金」。それがもし「委託」であれば委託契約を結び、お互いに目的を共有し、市から口出しする必要がある。本来の市の業務のどの部分なのか、考えていかなければならない。
- ス 自分たちの活動の中では、事業目的および趣旨、資金使途、時期を全て記載し、最後の段階で余った公金は市に返金するため、最終的に市のチェックが入ることから、補助金や助成金ではなく「委託」だと考える。その内容も委託のような、地域の安全を守る、地域の連携を図る等、そういった活動のため、地域の独自性を出しながら、市から委託を受けて活動する、というニュアンスで間違いないか。
- セ (会長) 補助金であっても、公金が投入されている限りは、会計報告をしなければならない。公金が目的通り使われているかチェックしないといけない。委託であろうと補助であろうと、同じプロセスを踏む必要がある。ただ、その手続きをもって補助か委託か、という関係はなかなか整理が出来ないと思う。市がどのような意図で公金を渡しているのか。市民団体・地域団体がどのような意図で公金を受け取っているのか。その齟齬が生じないように、ガイドラインを作るというのがこの趣旨。
- ソ 市が委託事業として市民に下ろしている事業に対して、本来市は何をするのかが明確になっているか答えられない実情がある。その一つが青少年育成市民会議。市と青少年育成市民会議の本部との間では「委託」という形をとっている。中学校区ご

とに活動を行っている。その末端の部分まで、委託という形で浸透しているかどうか。お金の使い方に関しても、今までは明確なルールが無く、現実の問題が生じている。ガイドラインはこのような問題を無くすために作るもの。もう一つは、市民から提案して実際に事業を進める中で、後から「これはまずいのでは」という問題が出てくる。契約上、最初にきちんと話が出来ていればこのようなことは起こらないはずだが、現実的に起こっている。委託に関するガイドラインが出来ていれば、その中で両者が話し合いをしながら、最終的な評価においても、ガイドライン通りに行えば良い。

タ まちづくり協議会は市の補助金等を利用し色々なレベルの活動をしているが、今後、事業者との契約に属するくらいきっちりしておかなくてはいけない活動も出てくる可能性があると感じた。ただ、まち協の活動のほんの一部がそのレベルの話になったときに、まちづくり協議会の活動全てをガイドラインに当てはめるとなると非常にハードルが高いため、個々の事業にのみ当てはめるという点をガイドラインに盛り込めると良いと思う。

チ ガイドラインでは「事業単位」で捉えようとしている。自治会の活動、まち協の活動全体に対する契約ではなく、「事業」をする段階で契約するものであり、自治会補助金・まち協補助金等とは視点が異なる。補助金も公金を正しく使っているのかという点では、チェック基準を持っているが、今ガイドラインで押さえようとしているのは、団体の活動そのものに対する支援ではなく、協働で行う「事業」の部分。

ツ (会長) 委託とは何をもって「委託」と称するのか、最初に記載し共有しておかなければならない。補助金なのか委託なのか、市側と団体側で認識が違う事例もある。具体的な例を2事業挙げる。1つは子ども食堂。経済的に困っている子どもに食事を提供する目的だが、児童福祉の観点があるなら市の仕事ではないか。これは補助ではなく委託だと思うが、補助の自治体もある。正解は無いが、本来どちらがやるべき仕事なのか議論の余地がある。もう1つは、外国人の方に日本語教室をする事業を、あるNPOが手を挙げて補助として始めた事例。外国人の日本語教室は、本来市がやるべき仕事かもしれないが、教育委員会の仕事としてNPOに委託をする形もあり得る。補助金だと継続的に貰える可能性が無い。例えば3年に限るなど、子ども食堂や外国人の日本語教室に対して、3年後は自分たちで回しなさい、というのは難しい。委託事業だと、継続的に委託を受けられる。市民団体にとっては、補助金か委託事業かによって継続性の問題は大きい。最初にお互いに話し合ってから事業を始めないといけないが、この話し合いが無いまま、お金のやり取りがされていることが多いのではないかと。今回のガイドラインで、その関係性を最初に話し合うことが守られれば、グレーゾーンが減ってくると期待している。

テ まち協や自治会の様々な活動に対して、委託契約のあり方を決めてそれに則ってやりなさいということではなくて、今はそうでなくても、いずれまち協の中でそのような個人や組織、団体が出てきたときのための準備だと思っている。本日の資料②-2(2)オ「市民と市がまちづくりをするための道具としてのガイドラインであ

り、お金を出すのが市で、動くのは市民とならないようにしないとイケない。」の部分が一番重要だと思う。実際に今現在市内で展開されている委託の事業でも、例えば消耗品費や人件費のような分かりやすい費目に対しては委託費が支払われるが、見えにくいもの、いわゆる間接費みたいなものは支払われていないという部分がある。市民は市にとって搾取していい存在ではない。将来委託で事業をしようとする人が困らないように、きちんとしたルールに則って、市民も困らないように、市も無理難題言わないよう一緒に考えながら進めていくことが肝心となるのでは。今自治会やまち協で行っている事業に対して、必ずこのルールに当てはめて考えるということではない。

- ト (会長) 本来、委託事業は市の事業のため、第一義的な最終的な責任は市にあるのではということ。口を出すということではなく、一緒に責任を持ってやっているということをお互いが自覚して進めていく必要がある。他自治体で指定管理の評価をしている。指定管理者と、指定管理を依頼している市の担当者の両方に来てもらい説明していただくが、もう少し詳しい説明を市にお願いしたところ、「指定管理者にお任せしており分からない」と言われた。本来ここは市の公的施設としてサービスを提供しているはずで、市が知らないのはおかしい。以降、指定管理者ではなく市の担当者から説明するよう習慣付けたところ、自分たちが管理者という意識付けが明確になった。どのような質問に対しても答えられるよう、市の担当者はいつも指定管理者と意見交換をしておかなければならない。当たり前のが出来ていなかったため、動機付けとして行った。委託事業である限り、市が責任を持って、お互いが役割分担して動くことが当たり前だが、「お金を渡しているからあなたの仕事だ」という話になりかねないので、釘を刺していきましょうという話だと思う。間接費の話については、とある自治体で、違法駐輪を減らすための啓発をするという委託事業が出た際、ある事業者からは「我々の業界では当たり前」と直接費の100%の間接費が積算された見積りが出された一方、市民団体にはこのような間接費はつかなかったという事例があった。どのような団体でも、団体として運営するのであれば、間接費は必要とこのガイドライン案に記しており、これが徹底されれば、市民団体も間接費を計上していくことが出来る。
- ナ 例えば、児童1,200人の見守りを無償で行っている。もし今後は有償ということになれば、この協働契約は効果的だと思うが、財政的に尼崎市は宝塚市の2.5倍で、人口規模は2倍。資金的な余裕が尼崎市にはあるが、宝塚市は非常に厳しい状況。この協働契約を作り、各まち協や自治会が新たに事業を始めたいといった時に市は応えられるのか。予算収支を考えるべき。市の財政に余裕は無い。制度だけ先行している気がしてならない。
- ニ (会長) 新たな委託事業を作ろうという話ではない。今後の、あるいは今までの委託の関係性をもう一度見つめ直し、今後はお互いが納得出来る良い契約関係を作っていくためのガイドラインであり、ガイドラインによって提案型の事業が増えることにはならないと思う。反対に、市と団体が対等で話し合うため、「それは難しい」

と言いつ返すこともできる。市の事業として委託するのか、地域活動として自主的に継続していただくのか、相互の負担で実施していくのか。今後は、一つ一つの事業に対して行っていく必要がある。協働契約は、事業単位の契約行為のガイドラインであるため、「団体」ではなく、団体が行う「一つ一つの事業」として見ていただきたい。

- ヌ 資金の有無ではなく、考え方を押さえようとしている。事業が出来るか出来ないか、市の財政状況は別の話。契約方法については、具体的な事業を担当課に提案した時、話し合うところから始まる。具体的な事業を進めるときに、その事業ごとに団体や個人と話し合い、出来る範囲で実施するという考え方。財政の問題は別の話だと思う。
- ネ (会長) 最近若い世代が社会活動やイベントを行っている。市役所に補助金があることを話すと、口を出されるのが面倒だから、自分たちの資金で進めた方が早いと言う若者が多い。つまり、自分たちのお金であれば自由に出来る。他のお金を使うと説明責任が発生する。委託契約の場合は税金が使われているため、市民全体に説明責任を果たさなければならない。それが難しければ、自分たちのお金で自由にやっていただく。今回のガイドラインは、委託という契約の中でどのような関係を作り、どのようにお金を渡すかということクリアにしていくもの。
- ノ 長尾小学校区に「長尾すぎの子クラブ」という NPO 法人がある。育成会に通えなかった子どもたちを、最初は長尾コミュニティの福祉部が見ていたが、ちゃんとした事業として任されるときに、福祉部では難しいため、NPO 法人を立ち上げまち協から独立して契約し子どもたちを見るようになった。平成 19 年から開始している歴史ある NPO 法人である。何故まち協で契約しなかったかという、まち協の会長が変わったときに、もし「受けない」と言われたら、子どもたちをどうするのか、ということで NPO 法人を設立し、子どもたちを守っていく事業の受け方をすることになった。先程の話にあった「事業」か「コミュニティ」かという話は、この事例から区分出来るのでは。
- ハ (会長) 西谷も同じタイプで、委託事業の受け皿として NPO 法人を設立している。少し違う言い方をすると、人格を分けたら良いということ。まち協全体での委託が難しければ、事業の受け皿として NPO 法人を設立し、少数精鋭で事業を行えば、ちゃんと回せる上に説明責任も果たしやすい。
- ヒ (会長) 他に意見はあるか。
- フ (意見なし)
- ヘ (会長) 引き続き作業班は継続し、全体会・部会で報告を受けるため、作業班以外の方でご意見があれば。いかがか。
- ホ (意見なし)
- マ (会長) ガイドラインの作成によってグレーゾーンが減る一方で、かなりメスを入れなければならない。補助あるいは委託か、お互いに関係性を話し合った上で実施しているか、今までの事業を一つ一つチェックするためのガイドラインでもあり、

非常に大変かもしれない。さらに、各団体が事業を受けるということは、お金の説明責任を含めて一定の責任が生じるため、しっかりと構えて進めていく覚悟が必要。大阪市の地域活動協議会は、評価する際に色々なチェック項目がある。一つは適切な会計が行われているかどうか。従来通りに運営している協議会は、何故そんなことを言われたいと聞けないのか、と言うところもあるが、公金を使う以上は当たり前だと伝える。法人格があると市も安心して契約出来るため、NPO法人を含めて法人格を取ってほしいと伝えている。「今まで通り任意団体で構わない」と言われることもあるが、公的な契約を結ぶ相手としては法人格がある方が安心して契約出来る。さらに、任意団体だと、事故が発生した際に個人で責任を取らされる。法人格があると組織としての責任になるため、責任の所在という意味では良いと思う。ボランティアで行っている団体には厳しいことを言う一方で、社会的な活動を行うにあたって一定のきちんとした仕組みを持っていただく必要がある。大きな組織では難しければ、事業ごとに事業を受ける受け皿として、本人格を持った別団体を設立し、会計責任者を配置し、事業ごとに仕分けをすれば、このガイドラインは色々な団体が使えるのでは。他に意見はあるか。

ミ (意見なし)

ム では、本日の議論を踏まえ、部会および作業班で検討し、次回の全体会にて報告をお願いし、議論を重ねていきたいと思う。

## (2) 市民説明会について

事務局より、配布資料に基づき説明を行った後、市民説明会の実施について意見交換を行った。内容は以下のとおり。

ア 説明会からは少し外れるかもしれないが、地域での大きな問題は、担い手が高齢化し人材が薄くなってきている実情。どの地域も同様だと思う。「担い手」と言葉では言われるが、それに対する行動がとれていないと思う。今までは各まち協の問題で全体に広がらなかったが、協働のまちづくり促進委員会としてどうすれば担い手不足が解消出来るか、ここに力を入れてみようという全体の意見交換会が出来れば良いと思う。

イ (会長) このあたりは別途の議論になるが、この問題提起に対しどのタイミングで議論出来るか考えていきたい。このように活動の負担が増えていることに対し、協働のマニュアル検討部会の中で上手く回しているところがあれば、マニュアル的に捉えていくことも一つの案かと。私なりの結論は、若い世代の社会活動が熱心にもかかわらず、まち協には加入しないことへの「ギャップ」を見つけてもらうといいと思う。まち協だけでなく市民活動団体も高齢化しており、若い世代を巻き込めないことが共通している。動き方や発想の仕方が違って、若い世代は自分たちのやりたいことには積極的だが、決まった活動を一方的にやらされることに線を引いてしまうとを感じる。若者が手伝いに行った後、一回行って、面白くないからもう行かないという人、反対に活動にのめりこむ人もいる。その違いを分析すると若い人

たちの巻き込み方が分かってくると思う。協働のマニュアル検討部会の内容に近いので、事務局と検討する。

- ウ 人口格差によるまち協のばらつきが多い。例えば、西谷は2,500人、長尾は39,000人と色々。各まち協によって課題は全て異なるため、一律にマニュアルで括ることは非常に難しい。ベースとなるマニュアルが出来ているが、まちづくりだけでなく「組織づくり」の視点でまち協を考えていくことが必要だと感じる。これからのまち協をどう支えていくかということに切り込みを入れることは賛成だが、いかがか。
- エ (会長) その検討を協働のマニュアル検討部会で行い、より良いマニュアルに改訂するため、時間をかけて議論していきたいと思う。
- オ 例えば、ニュータウンの住民は地元出身の人が少なく、他の地域から来た人が多くて、住民関係もサバサバした印象。西谷地域は地元の人たちの気持ちを大事にしている、今でも付き合いがあり、ニュータウンとは違う。このように、地域によって様々なことが全く違う。制度的には一律かもしれないが、活動的には全然違って、認め合わないと楽しいまちづくりは出来ないと感じる。まちの違いを見ながら、自治会単位、まち協単位で、特色に応じたまち協の運営をする。そうやってお互いに認め合うのが宝塚で、面白いと思った。
- カ (会長) 説明会に関してはいかがか。開催、延期等ある程度の方向性が見えれば。具体的にどんなことを市民のみなさまに説明するか、というイメージがあれば開催時期も見えてくると思う。
- キ 説明会というより、担い手をなんとかしたいというテーマでディスカッションというのは趣旨に沿わないか。
- ク (事務局) 協働の指針市民説明会としてこれまで回数を重ねてきた。個人的な意見かもしれないが、協働の啓発は指針を説明するだけでなく、何かテーマを設定して、講演もあり、出席者の意見交換もあり、といった企画でも良いのではないかと思う。あくまで協働を啓発する広い視点で色々な意見を頂きたい。
- ケ 「こういう工夫をして上手くいった」という成功事例を示すと、困っている方々にとっては参考になって良いと思う。人を沢山巻き込む方法や後継者の育成は、例えばNPOなど自分で事業を始めた場合であれば良いと思うが、元々のシステムの中で業務を担っている人が、後継者の育成までしなければならぬのかと思ってしまう。辞めたければ後継者を連れて来いと。そこまでの責任を負わされるから誰もやりたがらないのでは。実際にあったことで、放課後子ども教室の地域コーディネーターが隣の小学校区に引っ越した。隣のため引き続き来て頂いても良いが、そうすると「引っ越しても辞められない」とマイナスイメージが付いてしまうため、手を尽くして後任者を探した。そういうことをするとどんどん人間関係が壊れていく。このような責任を負わされたら誰もやらない。以降、年度末までは探し、後任が決まらなければこの事業は休止することに決めた。約2年間、八方手を尽くしたが探せなかったと市の担当者に伝えた。今は休止しており、年度途中でも後任が見つければ復活するが、無理に探そうとはしていない。協働の指針に、「継続が難しければ休



んでもいい、やめてもいい」と明記してあるが、実際、続けていた事業をやめることは難しいと思う。続けていた事業をやめると、「失敗した」というイメージになってしまうが、決してそうではなく、それも協働の進め方の一つだと踏まえた上で、失敗事例ではなく「休んでいる」という事例も紹介して良い時期にきているかなと思う。人が見つからない、人を巻き込むにはどうしたらいいのか、ということを考えていく方法もあると思う。自分も引越してきた人間で、地の人に比べると知り合いはほとんどいないため、色んな人にいつも依頼している。

- コ (会長) 市民説明会の開催実績を見ると、第3回「子どものはなしで協働のまちづくりシンポジウム」のようなタイプで開催するのも良いかと思う。参加人数も突出しており、テーマ型は参加者が集まりやすい。次に多いのが、第6回と第7回。その次に第9回。パネリスト、登壇者の方のネットワークでどンドン来てくださった。何かテーマを決めて、することも手だと思う。
- サ 先ほどの提案((2)ア)を一度やってみるといいと思う。協働のまちづくりに対して何が上手く出来ていないかということも含め、一緒に議論しながら私たちがやるべきことも見つかると思う。説明会というよりもむしろ皆さんの意見が大事。協働のまちづくりに対して、多くの人を参加させて、後継者・担い手を見い出せる期待もあると思う。
- シ (会長) 以前、生駒市でシンポジウムを開催した際に、40代以下の活動の担い手に集まってもらった。若い方々のセンスについて発表、解説してもらおうというのもあると思う。色々な回し方が出来る。
- ス まち協の活動がコロナの影響で2年間止まっている。当然ながら、まち協はこの促進委員会で作成したマニュアルを見ながら動いている。今そのマニュアルに対して、まち協は色々な思いを持っている。一度、全てのまち協の会長と、促進委員会のメンバーで議論し、マニュアルの使い勝手について市民説明会を行うのはいかがか。PDCAのうち、指針(P)を基にまち協が動いている(D)。次にチェック。使い勝手のモニタリングという形でやっていただきたい。一方的ではなく、現場の声を反映させたマニュアルを作成してほしい。
- セ (会長) 2点ご提案があった。1つは協働のマニュアルをどう評価していくか。
- ソ 評価とは別。現場を担うまち協の会長がどう考えているか。後継者不足など、色々な問題がある。
- タ (会長) それは協働のマニュアル検討部会での話になる。一方で、市民説明会についてのご提案だった。市民説明会を、まち協の会長との座談会にする。
- チ 現在のまち協が抱えている課題や問題点を浮かび上がらせた上で、市民説明会を実施するのが常套だと思う。
- ツ (会長) それは、協働のマニュアル検討部会で意見交換を行いながら、次のマニュアル改訂に向けて進めていく、1つの重要なデータ収集として行うという提案として整理する。
- テ 了承した。

- ト 促進委員会の皆さんは、活動の中で、まちづくりやその課題に対して考えているが、一般の市民はそうではない。まち協の役員の中でも、まちづくりにあまり関心が無いことを肌で感じる。自分がまちづくりのために活動していることを、どれだけ意識出来ているのか。今の若い人たちは熱心な方がとても多いから、子どもと一緒に何かを考える、子どものために何が出来るのか、通じる情報が欲しい方が多いと思う。お仕事をされている方は、それなりの感覚を持って子どもと接しているときもあるが、子育てに専念している方は、子どもとの関係を大事にしたいと思っている人が多いように感じるため、テーマを決めて、まちづくりの中で子育てがこういう風に組み込まれているというのが分かってもらえたら良いと思う。
- ナ (会長) 先程の、生駒市でパネルディスカッションに出ただいた方は、ほぼすべて子どもたちのために活動をされている方。実際に、自分も当事者でありつつ子ども達に活動を提供している方を、例えば生駒市から呼んできて登壇いただくのもありだし、宝塚市でもそういう方はおられるのでそういった方に登壇いただくのもありだと思う。子どもをテーマに、子どもと地域活動の仕組みをどう変わらせていけるか、そういうのも良いかと。
- ニ (会長) 今日はどこまで捌くか。次回の全体会が9月。9月にもう一度議論をするのか、あるいは説明会を実施する方向であれば、説明会に関する実行委員会を立ち上げて、そこで議論を続ける方法もある。
- ヌ (事務局) 説明会を実施する方向である程度合意が取れたら、プロジェクトチームを結成した上で具体的なテーマや内容を詰めていき、随時、促進委員会の皆さんと共有させていただくという進め方が良いのではないかと思います。
- ネ (会長) コロナが完全に収まったわけでは無いので、もう一度9月の全体会で議論する手もある。既にこれだけ意見が出ているため、実施に向けて進める方向で実行委員会を立ち上げることもありだが、いかがか。
- ノ コロナも落ち着いてきて、今日もそうだが、実際に参集する会が非常に増えてきた。正直しんどいので、もう少し様子を見てもいいと思う。
- ハ (会長) 説明会に向けて早く動こうという方はおられるか。おられなければ、9月の全体会で再度検討する方向でよろしいか。
- ヒ (異議なし)
- フ それでは、市民説明会については次回の全体会で再度議論する。

## 5 その他

委員より、「コミュニティ末広夏祭り」を開催に向けて検討を進めている（ビアガーデンは中止）旨情報提供があった。大規模な集客は控えているため、来年度以降にまたご案内させていただくとのこと。

## 6 閉会

以 上